

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

(国内に住所を有しない者の確認すべき居所地等)

第三条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令(平成九年政令第三百六十三号。以下「令」という。)第三条に規定する財務省令で定める者は、金融機関の同条に規定する営業所等(以下この条において「営業所等」という。)の長が、令第三条に規定する預金若しくは貯金の口座又は勘定が開設され、又は設定される者の氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあつては、第四項に規定する場所。以下この条において同じ。)及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)その他の事項を記載した帳簿(その者の令第五条第一項各号に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書等(法第三条第一項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この条において同じ。))の送信を受け、又は令第五条第四項の規定による確認をして作成されたものに限る。)を備えている場合における当該預金若しくは貯金の口座又は勘定が開設され、又は設定される者(その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なるものを除く。)とする。

2 金融機関の営業所等の長が前項に規定する帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 令第五条第一項各号に定める書類のいずれかの提示若しくは署名用電子証明書等の送信をし、又は同条第四項の規定による確認を受けた者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二 当該提示若しくは送信を受け、又は令第五条第四項の規定による確認をした年月日及び当該提示を受けた前号の書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受け、若しくは当該確認をした旨(次条第五項の規定による確認を受けた法人にあつては、当該提示を受けた年月日及び同号の

改 正 前

(国内に住所を有しない者の確認すべき居所地等)

第三条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令(平成九年政令第三百六十三号。以下「令」という。)第三条に規定する財務省令で定める者は、金融機関の同条に規定する営業所等(以下この条において「営業所等」という。)の長が、令第三条に規定する預金若しくは貯金の口座又は勘定が開設され、又は設定される者である個人の氏名、住所(国内に住所を有しない者にあつては、第四項に規定する場所。以下この条において同じ。)及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)その他の事項を記載した帳簿(当該個人の令第五条第一項第一号に定める書類の提示又は署名用電子証明書等(法第三条第一項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この条において同じ。))の送信を受けて作成されたものに限る。)を備えている場合における当該個人(当該個人の氏名、住所又は個人番号が当該帳簿に記載されている当該個人の氏名、住所又は個人番号と異なる場合における当該個人を除く。)とする。

2 同 上

一 令第五条第一項第一号に定める書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をした個人の氏名、住所及び個人番号

二 当該提示又は送信を受けた年月日及び当該提示を受けた前号の書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨

書類の名称並びに当該確認をした旨)

三 省略

3・4 省略

5 金融機関の営業所等の長が法第二条第六号の確認を行う場合において、令第三条に規定する預金若しくは貯金の口座又は勘定を開設し、又は設定する者が法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託（以下「法人課税信託」という。）の受託者であり、かつ、当該口座又は勘定が当該法人課税信託に係るものであるときは、令第三条の規定による照合は、当該法人課税信託の受託者から提示を受けた次条第七項の規定により読み替えられた同条第一項又は第三項に規定する書類に記載された当該受託者の氏名又は名称、令第三条に規定する住所（以下この項において「住所」という。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）並びに当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された同法第四条の七第一号に規定する営業所（以下「受託営業所」という。）と、当該口座又は勘定の名義人とした者（以下この項において「口座名義人」という。）の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号並びに当該口座名義人に係る法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所とを照合することにより行うものとする。

6 令第三条の三に規定する財務省令で定める者は、金融商品取引業者等の営業所等の長が、同条に規定する国内証券口座が開設される者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の事項を記載した帳簿（その者の令第五条第一項各号に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書等の送信を受け、又は同条第四項の規定による確認をして作成されたものに限る。）を備えている場合における当該国内証券口座が開設される者（その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なるものを除く。）とする。

7・8 省略

（金融機関の営業所等の長に提示する書類の範囲等）

三 同上

3・4 同上

5 金融機関の営業所等の長が法第二条第六号の確認を行う場合において、令第三条に規定する預金若しくは貯金の口座又は勘定を開設し、又は設定する者が法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託（以下「法人課税信託」という。）の受託者であり、かつ、当該口座又は勘定が当該法人課税信託に係るものであるときは、令第三条の規定による照合は、当該法人課税信託の受託者から提示を受けた次条第五項の規定により読み替えられた同条第一項又は第三項に規定する書類に記載された当該受託者の氏名又は名称、令第三条に規定する住所（以下この項において「住所」という。）及び個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号（以下「法人番号」という。）（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）並びに当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された法人税法第四条の七第一号に規定する営業所（以下「受託営業所」という。）と、当該口座又は勘定の名義人とした者（以下この項において「口座名義人」という。）の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号並びに当該口座名義人に係る法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所とを照合することにより行うものとする。

6 令第三条の三に規定する財務省令で定める者は、金融商品取引業者等の営業所等の長が、同条に規定する国内証券口座が開設される者である個人の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該個人の令第五条第一項第一号に定める書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を受けて作成されたものに限る。）を備えている場合における当該個人（当該個人の氏名、住所又は個人番号が当該帳簿に記載されている当該個人の氏名、住所又は個人番号と異なる場合における当該個人を除く。）とする。

7・8 同上

（金融機関の営業所等の長に提示する書類の範囲等）

第四条 令第五条第一項第一号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類（その者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、前条第四項第一号から第三号までに規定する場所。次項において同じ。）の記載のあるものに限る。）とする。

一・二 省 略

三 番号既告知者（令第五条第二項（令第九条の三第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は前条第一項若しくは第六項の規定に該当する個人をいう。第八項において同じ。） 住所等確認書類（国内に住所を有しない個人にあつては、次項第一号及び第二号に掲げる書類を除く。）

四 省 略

2 省 略

3 令第五条第一項第二号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。次項において同じ。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 省 略

二 令第五条第二項（令第九条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定若しくは前条第一項若しくは第六項の規定に該当する法人又は法人番号を有しない法人 これらの法人の法人確認書類

四 省 略

5 法第三条第一項に規定する国外送金等（以下「国外送金等」という。）

をする法人が同項の告知書を提出する際、当該国外送金等に係る当該告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長が、当該告知書に記載された名称、住所及び法人番号につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該国外送金等をする法人の名称及び住所と同一であることの確認をした場合には、当該国外送金等をする法人は、当該金融機関の営業所等の長に、令第五条第三項の規定による前項に規定する法人確認書類の提示をしたものとみなす。この場合において、当該金融機関の営業所等の長は、当該確認に係る当該告知書に当該確認をした旨を記載しておかなければならない

第四条 同 上

一・二 同 上

三 番号既告知者（令第五条第二項（令第九条の三第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は第三条第一項若しくは第六項の規定に該当する個人をいう。第六項において同じ。） 住所等確認書類（国内に住所を有しない個人にあつては、次項第一号及び第二号に掲げる書類を除く。）

四 同 上

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 法人番号を有しない法人 当該法人の法人確認書類

4 同 上

ものとする。

6| 前項の規定は、法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等（以下「国外証券移管等」という。）をする法人が同項に規定する金融商品取引業者等の営業所等の長に同項の告知書を提出する場合について準用する。この場合において、前項中「第五条第三項」とあるのは、「第九条の三第一項」と読み替えるものとする。

7| 省 略
8| 省 略

（国外送金等に係る告知書の提出に係る確認書類の提示を要しない者の範囲）

第五条 省 略

2 令第五条第五項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 国外送金等をする前に当該国外送金等に係る金融機関の法第二条第六号に規定する営業所等を通じてした他の国外送金等につき当該金融機関の営業所等の長の法第三条第一項の規定による確認を受けた者

二・三 省 略

（国外証券移管等に係る告知書の提出に係る確認書類の提示を要しない者の範囲）

第十一条の二 令第九条の三第三項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国外証券移管等をする前に当該国外証券移管等に係る金融商品取引業者等の営業所等を通じてした他の国外証券移管等につき当該金融商品取引業者等の営業所等の長の法第四条の二第一項の規定による確認を受けた者

二・三 省 略

2 金融商品取引業者等の営業所等の長が令第九条の三第四項の規定により読み替えて適用する令第五条第二項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第三条第二項各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同条第三項の規定は、当該帳簿について準用する。

5| 同 上
6| 同 上

（国外送金等に係る告知書の提出に係る確認書類の提示を要しない者の範囲）

第五条 同 上

2 令第五条第四項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 法第三条第一項に規定する国外送金等（以下「国外送金等」という。）をする前に当該国外送金等に係る金融機関の法第二条第六号に規定する営業所等を通じてした他の国外送金等につき当該金融機関の営業所等の長の法第三条第一項の規定による確認を受けた者

二・三 同 上

（国外証券移管等に係る告知書の提出に係る確認書類の提示を要しない者の範囲）

第十一条の二 令第九条の三第二項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等（以下「国外証券移管等」という。）をする前に当該国外証券移管等に係る金融商品取引業者等の営業所等を通じてした他の国外証券移管等につき当該金融商品取引業者等の営業所等の長の同項の規定による確認を受けた者

二・三 同 上

2 金融商品取引業者等の営業所等の長が令第九条の三第三項の規定により読み替えられた令第五条第二項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第三条第二項各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同条第三項の規定は、当該帳簿について準用する。

(国外証券移管等に係る告知書の記載事項等)

第十一条の三 法第四条の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 国外証券移管等の依頼をする者の氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあつては、第六条第一項に規定する場所。以下この号において同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者又は令第九条の三第四項の規定により読み替えて適用する令第五条第二項の規定に該当する個人にあつては、氏名又は名称及び住所)
- 二 五 省 略

(国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の対象となる所得の範囲)

第十三条 令第十一条第一項第五号に規定する国外財産に基因して生ずる所得で財務省令で定めるものは、次に掲げる所得とする。

- 一 国外財産が発行人から与えられた所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第八十四条第三項の規定が適用される同項各号に掲げる権利である場合における当該権利の行使による株式の取得に係る所得
- 二 四 省 略

(国外財産の取得、運用又は処分に係る書類の範囲)

第十三条の二 法第六条第七項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる国外財産の区分に応じ当該各号に定める書類(同項の居住者が通常保存し、又は取得することができるものと認められるものに限る。)とする。

- 一 土地又は建物 当該土地又は建物の取得、貸付け(他人に当該土地又は建物を使用させることを含む。)又は譲渡に関する事項が記載された書類
- 二 預貯金(所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金をいう。以下この号において同じ。) 当該預貯金の預入、利子(これに類するものを含む。)の受領、払出し又は譲渡に関する事項が記載された書類
- 三 有価証券(所得税法第二条第一項第十七号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。) 当該有価証券の取得若しくは同法第六

(国外証券移管等に係る告知書の記載事項等)

第十一条の三 同 上

- 一 国外証券移管等の依頼をする者の氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあつては、第六条第一項に規定する場所。以下この号において同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者又は令第九条の三第三項において読み替えて適用する令第五条第二項の規定に該当する個人にあつては、氏名又は名称及び住所)
- 二 五 同 上

(国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の対象となる所得の範囲)

第十三条 同 上

- 一 国外財産が発行人から与えられた所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第八十四条第二項の規定が適用される同項各号に掲げる権利である場合における当該権利の行使による株式の取得に係る所得
- 二 四 同 上

十條の二第四項に規定する譲渡又は当該有価証券に係る同法第二十三條第一項に規定する利子等、同法第二十四條第一項に規定する配当等その他これらに類するものの受領に関する事項が記載された書類

四 匿名組合契約（所得税法第六十條の二第一項に規定する匿名組合契約をいう。以下この号において同じ。）の出資の持分 当該匿名組合契約の出資の持分の取得若しくは譲渡又は当該匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配に関する事項が記載された書類

五 未決済信用取引等（所得税法第六十條の二第二項に規定する未決済信用取引等をいう。以下この号において同じ。）又は未決済デリバティブ取引（同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）に係る権利 当該未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引に関する事項が記載された書類

六 貸付金 金銭の貸付け又は当該貸付金の利子の受領若しくは譲渡に関する事項が記載された書類

七 前各号に掲げる国外財産以外の国外財産 当該国外財産の取得、運用又は処分に関する事項が記載された書類

（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の適用がある場合における賦課決定通知書の記載事項）

第十四條 法第六條第一項又は第三項（同条第七項第二号の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用がある場合における過少申告加算税又は無申告加算税に係る国税通則法第三十二條第三項に規定する賦課決定通知書には、当該過少申告加算税又は無申告加算税について法第六條第一項又は第三項の規定の適用がある旨を付記するものとする。

（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の対象となる所得の範囲）

第十六條 令第十二條の三第一項第六号に規定する財産又は債務に基因して生ずる所得で財務省令で定めるものは、次に掲げる所得とする。

一 財産（法第六條の三第一項に規定する財産をいう。以下この条において同じ。）が発行人から与えられた所得税法施行令第八十四條第三項の規定が適用される同項各号に掲げる権利である場合における当該権利

（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の適用がある場合における賦課決定通知書の記載事項）

第十四條 法第六條第一項又は第二項の規定の適用がある場合における過少申告加算税又は無申告加算税に係る国税通則法第三十二條第三項に規定する賦課決定通知書には、当該過少申告加算税又は無申告加算税について法第六條第一項又は第二項の規定の適用がある旨を付記するものとする。

（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の対象となる所得の範囲）

第十六條 同 上

一 財産（法第六條の三第一項に規定する財産をいう。以下この条において同じ。）が発行人から与えられた所得税法施行令第八十四條第二項の規定が適用される同項各号に掲げる権利である場合における当該権利

の行使による株式の取得に係る所得
二〇五 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十三条第一号の改正規定及び第十六条第一号の改正規定は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第四条第五項の規定は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項に規定する告知書を提出する場合について適用する。
- 3 新規則第四条第六項の規定は、施行日以後に内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の二第一項に規定する告知書を提出する場合について適用する。

の行使による株式の取得に係る所得
二〇五 同上